

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和元年10月  
群馬県人事委員会

# 目次

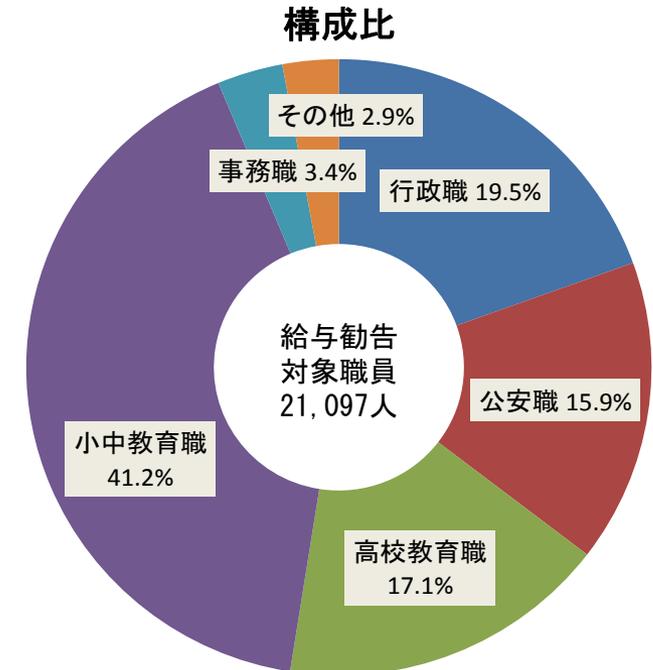


1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	職種別民間給与実態調査の概要	3
4	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
5	民間給与との較差に基づく給与改定	6
6-①	本年の勧告のポイント	7
6-②	住居手当の見直し	8
7	職員モデル給与例（一般行政職員）	9
8	最近の給与勧告の状況（一般行政職員）	10

# 1 給与勧告の対象職員

平成31年4月1日現在の給与勧告対象職員(注1)は、21,097人(平均年齢43.0歳)です。  
このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職員(注2)は、4,730人(平均年齢44.0歳)で、上記職員の22.4%となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	県庁等の行政職員	4,117人	43.9歳
公安職	警察官	3,360人	37.8歳
研究職	試験場等の研究職員	280人	43.6歳
医療職(一)	保健福祉事務所等の 医師・歯科医師	21人	46.4歳
医療職(二)	保健福祉事務所等の 獣医師・薬剤師等	144人	43.3歳
医療職(三)	保健福祉事務所等の 保健師・看護師等	66人	43.4歳
福祉職	児童福祉施設の 児童自立支援専門員等	48人	41.2歳
高等学校等 教育職	高等学校・特別支援学校等の 校長・教員	3,612人	45.2歳
小学校中学校 教育職	小学校・中学校等の 校長・教員	8,686人	43.8歳
栄養職	小学校・中学校等の 学校栄養職員	46人	43.8歳
事務職	小学校・中学校・高等学校等の 学校事務職員	717人	41.6歳
計		21,097人	43.0歳

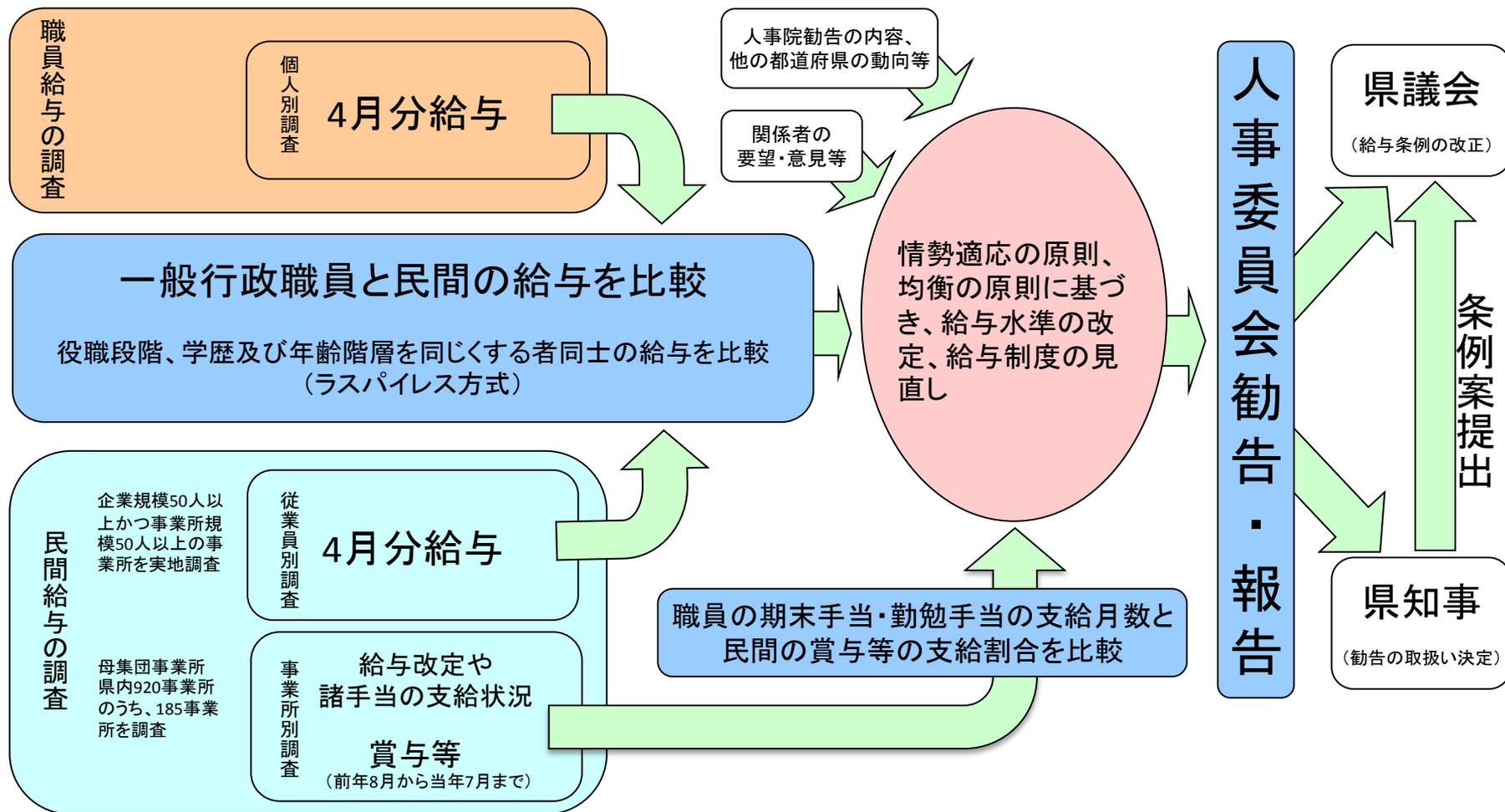


- (注)1 平成31年職員給与等実態調査の対象職員(常勤職員で、休職、育児休業、臨時的任用及び再任用等の職員を除く。)から、勧告対象外の技能労務職員(78人)を除いたもの  
※ 企業職員(企業局・病院局で約1,400人)は、当該調査及び勧告いずれも対象外
- 2 行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員(本年度の新規学卒の採用者(104人)を除く。)
- 3 平均年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢による

## 2 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

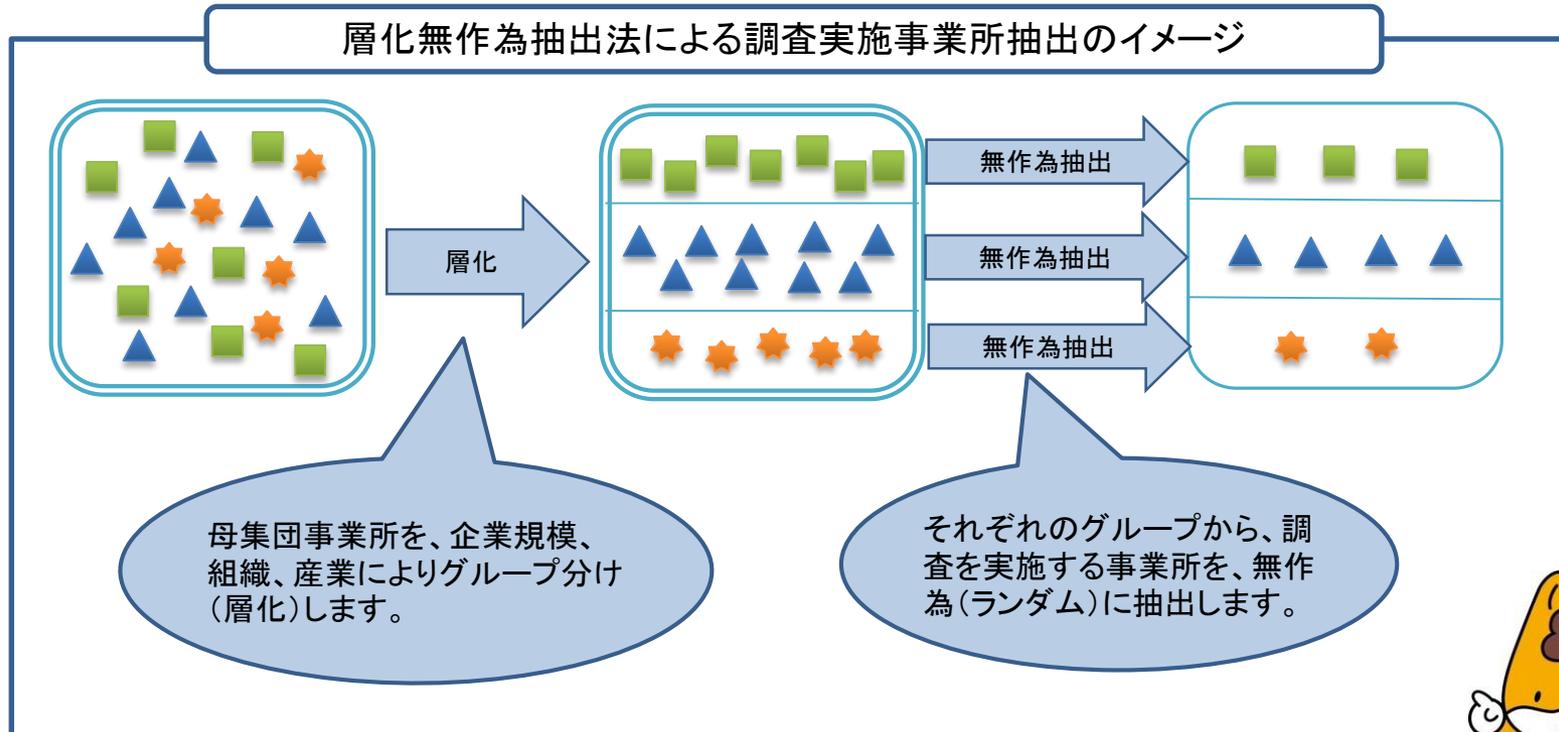
また、ボーナスについても、民間の賞与等の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### 3 職種別民間給与実態調査の概要

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所920事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した185事業所について、本年4月分として支給された給与の額を従業員別に調査したほか、賞与等の支給状況や給与改定の状況などを事業所別に調査しました。集計に当たっての総計や平均値の算出については、全て抽出率の逆数を乗じ母集団に復元して行いました。

層化無作為抽出法による調査実施事業所抽出のイメージ



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

## 4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)①

一般的に、給与決定に重要な影響を与えていると考えられるのは、職種を始め、役職段階、学歴、年齢といった要素ですが、県と民間事業所では人員構成が異なっているため、要素ごとの単純な平均値では適切に比較することができません。

このため、職員と民間事業所従業員の月例給与を比較する際は、ラスパイレス方式によっています。

【単純平均による比較の例】

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	20人	21万円
30歳	30人	30万円	20人	31万円
40歳	20人	40万円	50人	41万円
50歳	40人	50万円	10人	51万円
計	100人	39万円	100人	36万円

全体の平均は、  
A社の方が3万円高い

年齢別では、  
B社の方が1万円高い

同じ人員構成  
として比較



【ラスパイレス比較のイメージ】

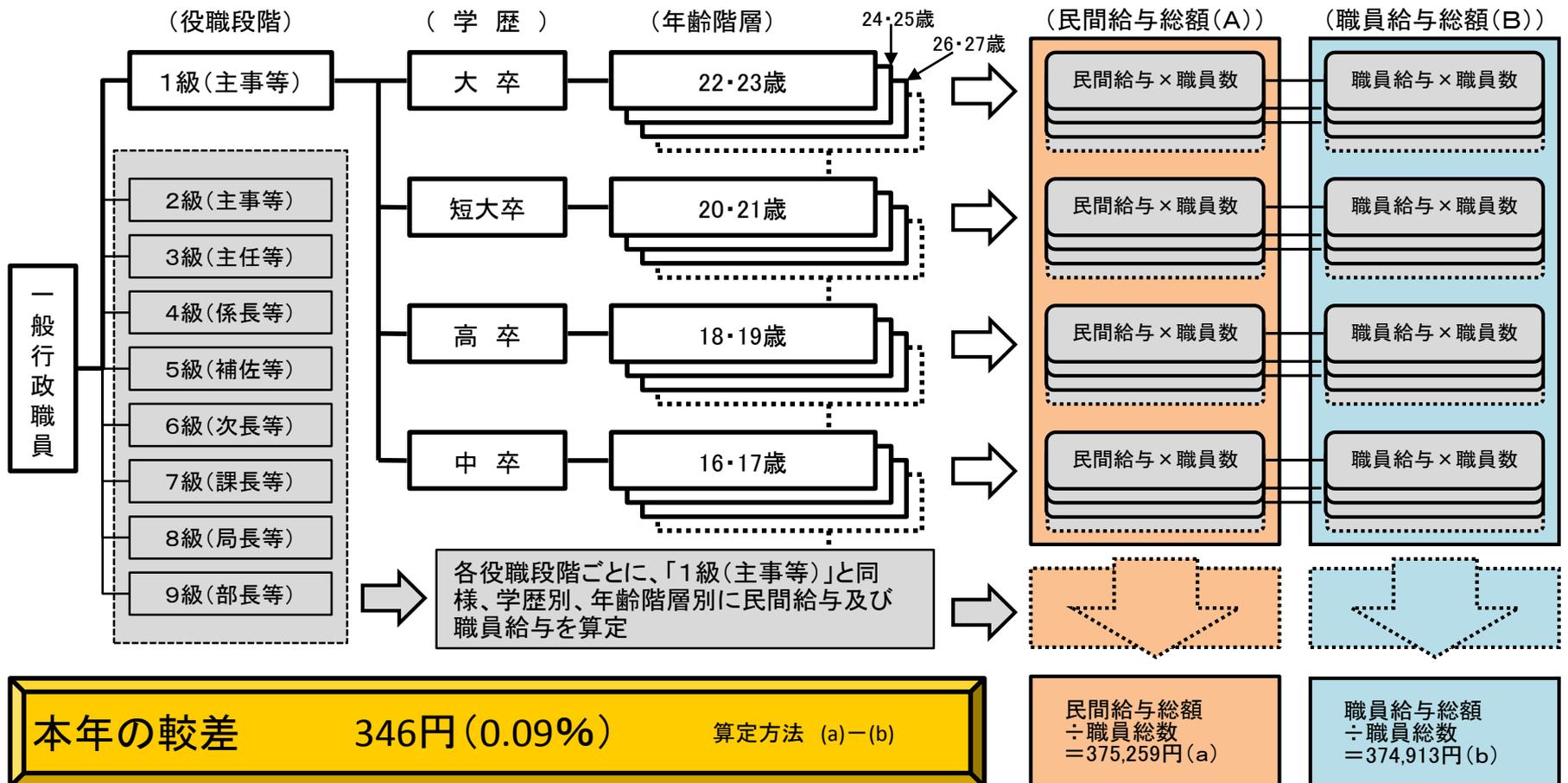
A社とB社の年齢別人数を合わせる

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	10人	21万円
30歳	30人	30万円	30人	31万円
40歳	20人	40万円	20人	41万円
50歳	40人	50万円	40人	51万円
計	100人	39万円	100人	40万円

人員構成を合わせた場合で比較すると、  
全体の平均、年齢別ともにB社の方が1万円高い

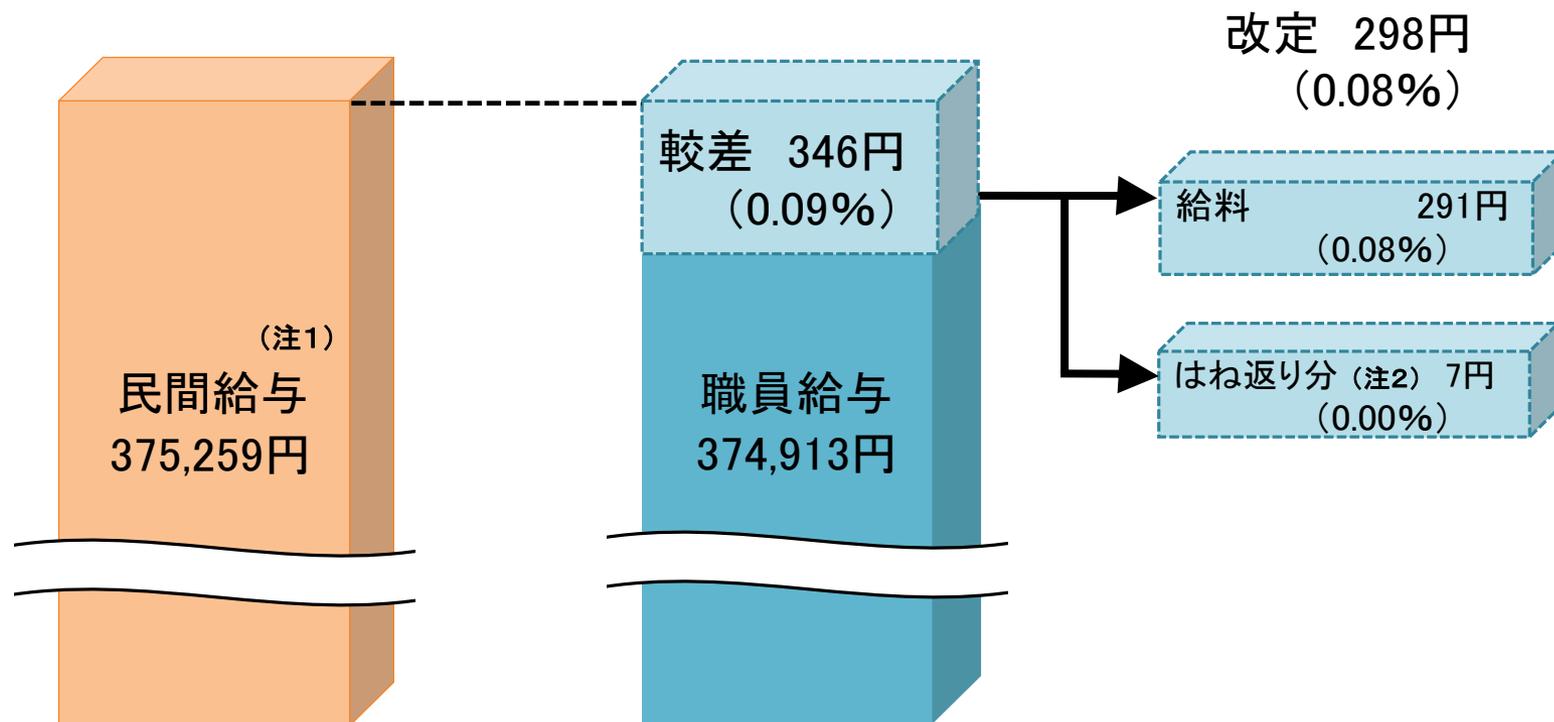
## 4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)②

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



## 5 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月の民間給与との較差346円(0.09%)、人事院勧告等を踏まえ、以下のとおり、給料を引き上げる勧告を行いました。



(注)1 民間給与は、個々の職員に民間水準の給与額を支給するとした場合の額

2 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分

※ 率は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入

## 6-① 本年の勧告のポイント

### 月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与との較差（0.09%）、人事院勧告等を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- 民間の支給割合に見合うよう、ボーナスを引上げ（0.05月分）、勤勉手当に配分
- 人事院勧告に準じて、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ
- 採用が困難な獣医師の人材確保のため、獣医師に対して初任給調整手当を支給

#### 1 給料表

- (1) 行政職給料表：人事院勧告に準じて改定（平均改定率0.1%）
- (2) その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定

#### 2 ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.45月→4.50月）  
民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

#### 3 住居手当

手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ（12,000円→16,000円）  
手当額の上限を引上げ（27,000円→28,000円）

#### 4 初任給調整手当

採用が困難な状況が続いている獣医師を継続的に確保するため、獣医師に対して初任給調整手当を支給  
（最高支給額30,000円、支給期間15年以内、採用の日から1年を経過するごとに額を減じて支給）

#### 5 実施時期

給料表：平成31年4月1日　ボーナス：令和元年12月1日　住居手当及び初任給調整手当：令和2年4月1日

※勧告後の平均給与（一般行政職員：平均年齢44.0歳）

月額 375,211円　年間給与 6,277,000円（勧告前との差　月額:298円　年間給与:24,000円）

## 6-② 住居手当の見直し

### 見直しのポイント

手当の支給対象となる家賃額の下限(基礎控除額)を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)

手当額の上限(最高支給限度額)を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)

※ 職員への手当の支給状況を考慮し、所要の経過措置を講ずることが適当

項目	区分	改定前	改定後
基礎控除額		12,000円	16,000円
最高支給限度額		27,000円	28,000円
対応家賃額		55,000円	61,000円

### 見直しに伴う手当額算定方法の改定

〈現行〉

① 家賃の月額が23,000円以下の場合 家賃の月額－12,000円
② 家賃の月額が23,000円を超える場合 $\left[ \frac{\text{家賃の月額} - 23,000\text{円}}{2} \right] + 11,000\text{円}$

最高支給限度額 : 27,000円



〈改定後〉

① 家賃の月額が27,000円以下の場合 家賃の月額－16,000円
② 家賃の月額が27,000円を超える場合 $\left[ \frac{\text{家賃の月額} - 27,000\text{円}}{2} \right] + 11,000\text{円}$

最高支給限度額 : 28,000円

※ 100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を手当として支給

## 7 職員モデル給与例(一般行政職員) ※扶養親族がない場合

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	203,360円	334.5万円	204,897円	338.1万円	3.6万円
主任	35歳	301,657円	502.9万円	301,657円	504.5万円	1.6万円
係長	45歳	376,072円	635.4万円	376,072円	637.4万円	2.0万円
課長	55歳	498,252円	813.1万円	498,252円	815.5万円	2.4万円
部長	58歳	643,392円	1,100.6万円	643,392円	1,104.3万円	3.7万円

(注)1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、管理職手当及び地域手当(2.5%)を基礎に算出

2 年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者等6,500円/月(行政職給料表8級以上及びこれに相当する職務の級である職員については3,500円/月)、子1人につき10,000円/月)(令和元年度)を支給

## 8 最近の給与勧告の状況(一般行政職員)

	月例給	期末手当・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成22年	▲ 0.28%	3.95月	▲ 0.20月	▲9.9万円	▲1.5%
平成23年	▲ 0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注1)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注2)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.23%	4.10月	0.15月	7.4万円	1.2%
平成27年	0.23%	4.20月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成28年	0.10%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.7%
平成29年	0.23%	4.40月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成30年	0.15%	4.45月	0.05月	3.0万円	0.5%
令和元年	0.08%	4.50月	0.05月	2.4万円	0.4%

(注)1 民間給与との較差は、0.02%。水準改定以外の勧告(昇給制度の改正)あり

2 民間給与との較差は、0.01%。水準改定以外の勧告(給与構造改革における経過措置額の廃止)あり